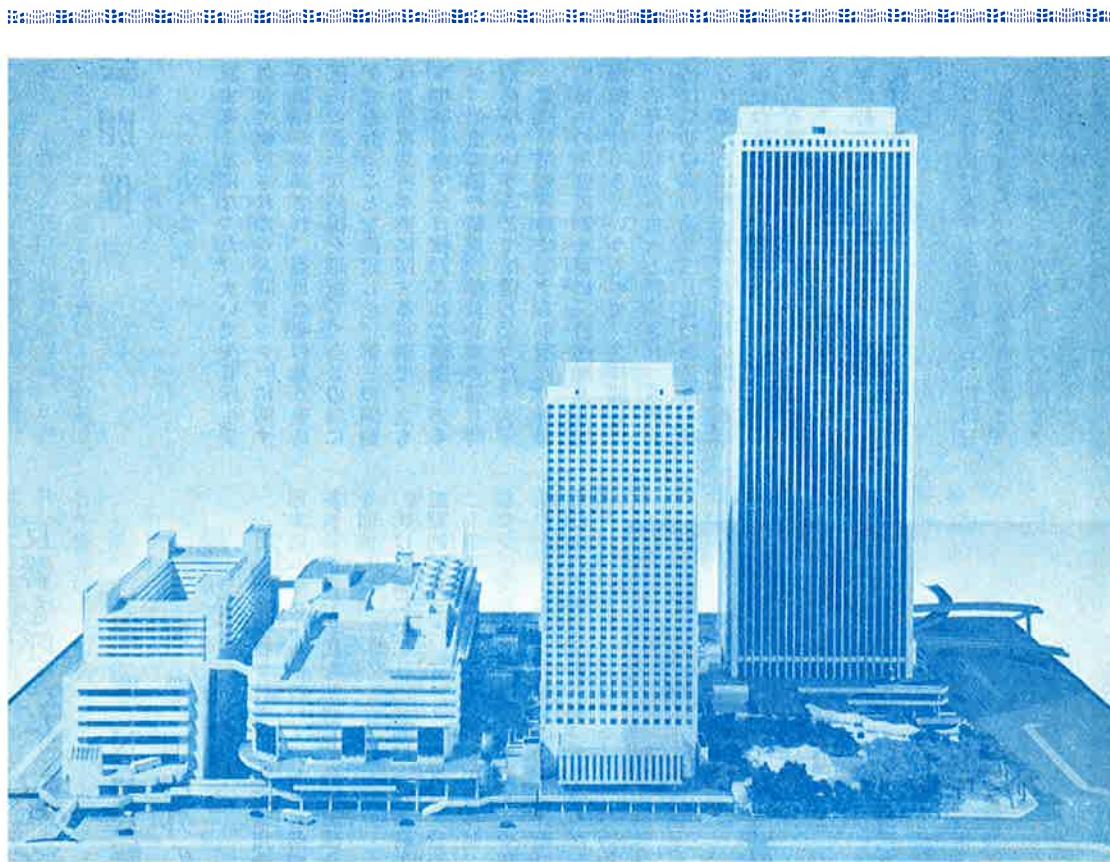


社団法人豊島法人会報

昭和52年3月1日

三月号

(No. 9)



目次

表紙	1
第三回理事会開催	2
経済講演会	2
広報委員会	2
厚生委員会	3
六団体主催の新年賀詞交歓会	3
初級簿記講座	3
源泉所得税実務講座	3
米穀部会税務懇談会	4
決算法人説明会の状況	4
(社)秋田南法人会視察団来会	4
会社訪問記	5
新設法人説明会	5
税務署だより	6
都税事務所だより	6
税のことわざ集(1)	7
社長実務学「同族会社の伸ばし方」8~9	7
豊島区の風土記・池袋の女	10
国民レジャー連合機構の御案内	11
申告指導官の紹介	11
海外旅行記	12
職員紹介	13
新規会員のご紹介	14
複写機の広告	15
行事予定	16
あとがき	16

いる。

初級簿記講座 始まる

早くから希望の多かった初級簿記講座が一月十九日より開始された。開講式には多忙の中を大森税務署長、税理士会の

村松支部長に御来臨を戴き、経理の基本をなす簿記の重要性と会社の中堅として大事な経理部門を担当する各位の活躍を期待する旨の激励を戴いた。受講者の顔



(大森署長のあいさつ)

中でも大きな比重を示しているだけに、各法人の担当者の力量が今後益々重要なになってくるわけで、担当講師の講義にもぐんと力がは入っている。

源泉所得税 実務講座始まる

昨年の源泉所得税の基礎講座にひきつづき、本年一月より応用編の実務講座が始まった。一月二十一日の開講式には大森税務署長の御来臨を添うし、受講者に対する激励のあいさつを戴き、受講者に大きな感銘を与えた。本講座は一昨年も実施され効果もあげているだけに、本講座の受講により年々多数の有能な経理マシンが誕生していくわけだ。本講座の将来に大きな期待がかけられている。



(会長あいさつ)

にも最後迄研鑽をつみ期待に添わんの決意の程がうかがわれた。講師は税理士会の副支部長でもあり、又過去に於いて商業高校の教師として十五年の教鞭をとつて来られたペテランの石原先生で、百名近い研修生も、一言も講義の内容を聞きもらすまいと毎回熱心に受講につとめて

(社)秋田南法人会 視察団来会

昨年六月仙台法人会の視察団が来会し交歓をつくし、又同じ六月末(社)石巻法人会と姉妹法人会の盟約を結び、昨年以来東北地方との交流が盛んにとり行われているが、本年に入り一月十九日(社)秋田南法人会の視察団が来会し、当会役員との間に懇談がなされた。視察団は会長、副会長以下八名のメンバーで当会と(社)練馬法人会の活動状況、組織並びに

当法人会の常任理事であり、財務委員長をつとめて居られる渡辺建設㈱の社長渡辺輝氏を会社に訪問した。会社は西

の運営方法等を視察する為に見えたもので、当会からは今井会長、永田副会長、鈴木副会長、花山副会長、高田専務理事等が出席し、又署より大森署長、林第一統括官、中垣上席指導官等の方々に臨席して戴き、極めて友好的ふんいきの中で懇談は進められた。秋田南法人会は当会と同じく、昭和五十年の十月に社団化され、公益法人として出発したもので、会員一、五五〇を擁し、広範囲の地域の中で活動をしておられる法人会で、特に東京と違う点は、冬は降雪の為交通機関がまひし、充分な活動が出来ないことにあらうようであった。視察団よりは会賛の微



(視察団との懇談会)

渡辺建設株社長渡辺輝氏と語る

△会社訪問記△

武池袋線の椎名町駅より約十分、格好な場所に位している。堂々たるビルディング内装にこった広間の応接間にしばし待つうちに偉丈夫の社長が現れた。身長一八〇cm、体重九〇kgの横綱の大鵬闘を思ふような堂々たる体躯、特に当法人会

新設法人説明会

昨年後半や参加数に於いて低調気味であった新設法人説明会が、税務当局の強力な御力添えにより、本年に入り参加者が急増し始めている。

之は毎月八日に説明会を開くことに決めたことと、署よりも前回参加しなかつた新設法人への連絡をして戴いていることの効果とみて、今後の運営の在り方に大きな示唆を与えている。ちなみに一月二月の参加者数を示すと、次の通りである。

一月 四十名

二月 四十三名

講師 中垣上席指導官

溝越指導官

大宮指導官

のなかでも随一の体躯の持主といえよう。又このような容姿端麗而もソフトで、且つ又威厳を備えた人は珍しい。業界や社会の中でも世話役のようで、其の肩書きだけでも一七を数えるという。池袋西口ロータリークラブ副会長、社団法人東京

のは昭和二十二年、其の前に昭和二年先代社長が渡辺組を創立して仕事をはじめているので通算すると約五十年に及ぶという。其の長い歴史の中に風雪に耐えていた不動の土台が出来上っているのを感じた。今のビルの建設に当つても工事途上に於いてオイルショックに遭遇し、一時工事を中断せざるをえない羽目になり、漸く四九年九月に完成したとう。其時の苦労は一生忘れないところであつた。業界のことにつれてみると

ここ数年業界は不振の中にあるが、況時に一番最初に其のあたりを食うのが建設業界であるので普段より対応策を考えないと中々大変であるとのこと。社人といえる。同氏に会社の沿革や業界の実情を伺つてみた。会社として出発した

米穀部会税務懇談会 盛会を極めた

組合会議室に於いて、清水米穀部会長を中心に行われた。署よりは小田副署長、林第一統括官等六名の幹部の方々の御出



(米穀部会の参加者)

席を戴き、三時間にわたり色々と税に関する研修と懇談をとり行なうことが出来た。

特にこの日は確定申告の期日も迫つて

毎月支部長各位により会員に配布されている決算申告書の問題も一年を経過しほぼ定着し、役員と会員との絆の強化に大きな役割を果している。毎月の決算法人の為の説明会の参加者数も通常の傾向にあるが、対象者との比率をみると、もう一步の感がする。税法の習得は節税に大きくつながるだけに、今後多くの方が参加し、損をしない決算書の作成にとりくんで戴くことを期待したい。

一月 二十二名

二月 九十三名

講師 中垣上席指導官
溝越指導官
大宮指導官

いることであり、米穀部会の法人の会員だけに限定せず、協同組合の組合員の方々にも御出席を戴き、法人税・源泉所得税のポイントに関する事項の他に確定申告に関する要点等についても説明をして戴いた。又米穀業の最近の申告状況と問題点について担当の宮武統括官より説明をして戴き非常に、参加者の関心を集め、有意義な会合に終始した。

当日の参加者は六十二名。

決算法人説明会 の状況

毎月支部長各位により会員に配布されている決算申告書の問題も一年を経過しほぼ定着し、役員と会員との絆の強化に大きな役割を果している。毎月の決算法人の為の説明会の参加者数も通常の傾向にあるが、対象者との比率をみると、もう一步の感がする。税法の習得は節税に大きくつながるだけに、今後多くの方が参加し、損をしない決算書の作成にとりくんで戴くことを期待したい。

一月 二十二名

二月 九十三名

講師 山本指導官
大宮指導官

印度・パキスタンの海外事情は！

(松本理事(大東綿業株式会社社長)語る)

昨年秋印度・パキスタンへ日本の綿花輸入交渉派遣団の一員として出張された

松本理事(大東綿業株式会社社長)を訪ね、印度・パキスタン事情について一問一答を試みた。

事務局長 行かれたのは確か九月頃でしたね、丁度高田地区の税務懇談会の頃で、理事が不在で非常に困ったことを良く覚えていますよ。

松本理事 そうですね。私達が使っているもめん綿の原料はインド・パキスタンから毎年輸入して

いたわけで、昨年は印度から約一六万俵、パキスタンから約一六万俵、パキスタンか

ら約五万俵輸入したわけですが、今年はインドの国内事情で、綿花の輸出禁止というこ

とで、非常に困って居りました

人達ですか。

松本理事 そうですね、九月二十一日から約二週間の予定で行ったのですが、早く帰る予定が色々な都合で長くなりましてね。

あの時のメンバーはどういう人達ですか。

松本理事 鹿児島関係のある日本の三つの団体の代表でした。各団体から代表が二名づつ選ばれて行つたわけですが、私は全日綿の副理事長をやっていますので、理事長と一緒に行つたわけです。三団体というものは全日綿と綿花協会、衛生工連

事務局長 行かれたのは確か九月頃でしたね、丁度高田地区の税務懇談会の頃で、理事が不在で非常に困ったことを良く覚えていますよ。

松本理事 そうですね。私達が使っているもめん綿の原料はインド・パキスタンから毎年輸入して

いたわけで、昨年は印度から約一六万俵、パキスタンから約一六万俵、パキスタンか

ら約五万俵輸入したわけですが、今年はインドの国内事情で、綿花の輸出禁止というこ

とで、非常に困って居りました

人達ですか。

松本理事 そうですね、九月二十一日から約二週間の予定で行ったのですが、早く帰る予定が色々な都合で長くなりましてね。

あの時のメンバーはどういう人達ですか。

松本理事 鹿児島関係のある日本の三つの団体の代表でした。各団体から代表が二名づつ選ばれて行つたわけですが、私は全日綿の副理事長をやっていますので、理事長と一緒に行つたわけです。三団体というものは全日綿と綿花協会、衛生工連

事務局長 交渉した結果、駄目だったわけですね。印度も国内の継用原料が不足の為に、逆に一〇〇万俵も外国から綿花、合纖等を輸入しているという状況で、今もって難航しています。

事務局長 其は大変ですね、ところで印度・パキスタンは始めてですか。

事務局長 か、向うに行かれ、何か感じられた点はありませんか。

事務局長 私は今回二度目ですが、向うに行つて感じましたことは、印度とパキスタンの国情が全く違うということですね。

事務局長 インドという国は、社会主義国家で非常に役人も民衆に気を使つていて、役所の高官もネクタ

イなしの開襟シャツでスリッパをつっかけて応待します。

この人が局長かと思うような格好ですね。其に引きかえてパキスタンに行きますと、ホテルのボーカンさんから全ての人がネクタイをきちんとした服装で、全く対称的でした。又パキスタンの車は全部輸入車ですが、印度にいくと国産車一本で外車はつかって居りません。之も国策です

ね。でも印度は、やはり大国だなという感じを受けましたね。輸出業社の社長に会ったので、全部一カラット以上もあるダイヤモンドで、びっくりしました。貧富の差というものを感じましたね。

事務局長 向うは気候はどうですか。

事務局長 丁度良い気候でした。印度は七月頃から二~三ヶ月のモンスーンという雨期を除くと全然雨が降らないと聞いていましたね。

事務局長 大部約束の時間が超過して済みませんでした。之で失礼します。本当に御多忙の処をありがとうございました。

事務局長 リガとうございました。

◇「法人の税務」の講読のおすすめ

全国法人会総連合刊の「法人の税務」は内容豊富な会報であり、ご希望の方に毎月無料でお送り致しておりますが、未だ一部の方だけしかお申込みを戴いて居りませんので、多数の方々のお申込みをお待ち致します。

申し込みは端書で事務局へお願い致します。

事務局職員紹介

現在正職員四名、アルバイト二名、計六名で法人会の事務を担当しています。

呼吸をあわして頑張つて居りますので、よろしくお願ひします。



福井 康光



井田 信子



須藤 隆



石本 志乃子



石本 志乃枝



大高 義明



清水 喜君



大高 義明



清水 喜君



大高 義明

豊さん 島さんの 税務相談コーナー

申告書、申請書、届出書等の提出期限は?

駒込さん 私の会社では、販売部門を独立させ、新会社を設立しました。設立届出書はすぐに提出しましたが、その際青色申告承認申請書の提出がもれています。後で気が付き提出したのですが、期限が過ぎているため、設立一期目は青色申告は認められないといわれました。

青色申告の承認の申請書は、いつまでに提出すれば認められるのでしょうか。

豊さん 青色申告の承認を受けるためには、所定の事項を記載した「青色申告の承認申請書」を青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度の開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています。

なお、新たに法人を設立された場合の提出期限は、次に掲げる日の前日とされています。

① 設立日の日の属する事業年度…

設立の日以後3か月を経過した日と当該事業年度終了の日とのいずれか早い日

② 設立の日からその事業年度終了の日までの期間が3か月に満たない場合におけるその翌事業年度…

設立の日以後3か月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうち、いずれか早い日

駒込さん そうしますと、私の会社は、51年11月25日に設立し、毎年12月31日が決算期になつておりますが、この場合の提出期限はどうなりますか。

豊さん そうですね、もし設立第一期目に青色申告の承認を受けるためには、設立後3か月を経

過した日、52年2月25日と設立一期目の事業年度終了の日、51年12月31日のいずれか早い日、つまり51年12月31日の前日ということで、51年12月30日までに青色申告の承認申請書を提出しなければなりません。

また、設立第二期目から青色申告の承認を受けるためには、設立後3か月を経過した日、52年2月25日と設立第二期目の事業年度終了の日、52年12月31日のいずれか早い日、つまり52年2月25日の前日ということで、52年2月24日までに提出していただくことになります。

駒込さん よくわかりました。新たに法人を設立した場合は、設立後3か月以内に第一期の決算日があれば、決算日の前日まで、3か月以内に決算日がなければ、設立後3か月以内に提出すればよいということですね。

豊さん そのとおりです。

駒込さん ところで、税務署に提出しなければならない申請書や届出書等がいろいろあると聞いていますが、どのようなものがありますか。

豊さん 法人は、確定申告書とか、中間申告書を提出するほか、法人を設立した場合には、法人設立届出書を、青色申告法人になるためには、青色申告の承認申請書を、というように、各種申請書等を所轄税務署長に対して提出することになっています。これらの申告書・申請書等のうち一般的に関係のあるものについて、項目別に提出期限・添付書類等を整理してみますと次のようなものがあります。

★新規会員のご紹介★

※新らに加入されました会員の方々を紹介致します。

法人名	代表者名	住所	電話	業種
㈱サンテラック	小野寺 栄	駒込 1-35-6	944-5531(代)	合成樹脂製品の販売
㈱パシフィックサービス	清水 隆一	東池袋3-22-7	988-7922	ゴルフ用品其他販売
㈲三昌商事	落合 勇	要町 3-19	958-4525	海産物卸商
㈲三友社	大芝 篤	池袋 3-1,648	617-6700	オフセット印刷
㈱関東観光社	植竹 富栄	西巣鴨4-16-3	918-6431	旅行業
㈱心研図書	高橋 久	南大塚2-13-8	946-9900	検査用紙製造
ポーラ池袋販売㈱	河野 敏郎	新宿区西新宿1-3-3	348-3731	化粧品販売業
新東京冷熱㈱	川上範雄	駒込 3-29-8	823-0170	管工事業 (冷暖房設備施工保守)
㈲近貴工業	三浦 文弥	東池袋1-35-6	984-0533	鉄道用品販売 (板金加工)
㈱創商機器	貝島 博史	高松 1-5-2	972-6131	冷暖房空調設備
㈱野崎製作所	野崎 勝平	高田 3-13-12	987-4711	電気品製造
和田機械㈱	和田 敏博	池袋 2-970	709-2211	工作機械の製造販売
丸立染織㈱	立石 三郎	長崎 2-23-9	957-7169	手描友禅染芸
新栄設計㈱	鍬塚 啓介	南池袋2-9-16	985-5088	土木設計
㈱大扇	竹内 晉男	東池袋2-2-3 第2関根ビル2F	983-9587	不動産管理、売買、仲介業
省東自動車㈱	佐藤 邦男	巣鴨 4-44-5	960-7621~3	一般乗用旅客自動車運送事業
タケ精機㈱	竹村 修一	高田 1-36-31	983-4380	精密測定機器製造及販売
㈱貫行	原田 繁	東池袋4-14-4 貫行ビル	984-1050	不動産の所有及び賃貸
原田塗装工業㈱	原田 勇治郎	" "	984-6861~5	左官業
㈱山の手計算センター	三浦 章	北大塚3-29-6 山恵マンション307号	917-7793	電子計算機による資料カードの作成
翠商事㈱	内田 実	南池袋1-20-2	982-1191	飲食店の経営
㈱東京ゆうづき	小笠原 敏文	西巣鴨4-6-7	917-7707	自動販売設置業

昭和52年1月～2月主な事業活動実績表

1.10	新設法人説明会	2. 7	米穀業種組合税務懇談会
1.12	11月決算説明会	2. 8	新設法人説明会
1.13	署と幹部懇談会	2. 9	初級簿記講座(4)
1.18	秋田南法人会との懇談会	2. 9	12月決算説明会
1.19	初級簿記講座開講式(1)	2.10	12月決算説明会
1.20	6回新年賀詞交歓会	2.12	厚生委員会
1.21	源泉所得税実務講座開講式	2.14	第3回理事会
1.24	経済講演会(緒方 彰)	2.16	初級簿記講座(5)
1.26	初級簿記講座(2)	2.18	源泉所得税実務講座(3)
1.28	広報委員会	2.22	源泉所得税実務講座(4)
2. 2	初級簿記講座(3)	2.23	初級簿記講座(6)
2. 7	源泉所得税実務講座(2)	2.26	総務委員会

項目	提出期限・添付書類	法令
たな卸資産の評価方法の変更承認申請書	新たな評価方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに税務署長に提出する。	令30
減価償却資産の償却方法の届出書	① 新設法人は設立の日 ② 設立後既にそのよるべき償却の方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した法人はその資産を取得した日 ③ 新たに事業所を設けた法人で、その事業所の減価償却資産につき、その減価償却資産と同一の区分に属する資産について既に選定している償却方法と異なる償却方法を選定しようとするもの、又は既に事業所ごとに異なる償却方法を選定しているものは新たに事業所を設けた日 以上①～③までのそれぞれの日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに税務署長に提出する。	令51
減価償却資産の償却方法の変更承認申請書	新たに償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに税務署長に提出する。	令52
二分の一簡便償却方法の採用届出書	その適用事業年度に係る確定申告書、又は中間申告書の提出期限までに税務署長に提出する。 (確定申告書に添付する償却額の計算に関する明細書にその旨記載することをもってこれに代えることができる。)	令59 (基通 7-4-5)
退職給与規程の届出	新たに退職給与引当金を設けた事業年度に係る確定申告書、又は中間申告書の提出期限までに税務署長に提出する。	令109
退職給与規程の変更届出書	退職給与規程について異動を生じたときは、速かに税務署長に提出する。	令109
事業年度変更の届出書	遅滞なく、その変更前の営業年度および変更後の営業年度を税務署長に届け出る。	法15
納税地異動の届出書	遅滞なく、異動前の納税地および異動後の納税地を記載した書面をもって、異動前後の所轄税務署長にそれぞれ届け出る。	法20
更正の請求書	確定申告書または中間申告書の提出期限から一年以内に税務署長に提出する。	通法23
延納届出書	確定申告書の提出期限までに税務署長に提出する。	法78

項目	提出期限・添付書類	法令
確定申告書	各事業年度終了の日の翌日から2か月以内に税務署長に提出する。ただし、災害等により決算が確定しないときは、申請により申告期限が延長される。(この申請書は事業年度終了の日の翌日から45日以内に提出する) また、会計監査人の監査を要するなどの理由で申告期限までに決算が確定しない場合にも、申請により原則として1か月間申告期限が延長される。(この申請書は、事業年度終了の日までに提出する) (添付書類)貸借対照表、損益計算書、損益金の処分表、勘定科目内訳明細書、資本積立金額の増減明細書	法74から75の2 規34から36の3
中間申告書	① 事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内に税務署長に提出する。 ただし、新設法人は中間申告書の提出を要しない。 ② 前年実績に基づく中間申告の納税額が10万円以下である場合には、中間申告書の提出を要しない。 (添付書類)その期間の貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書、資本積立金の増減明細書	法71、72 規33
法人設立届出書	設立の日以後2か月以内に税務署長に提出する。 (添付書類)設立時の貸借対照表のほか、①定款、寄付行為、規則または規約の写し、②設立登記の登記簿謄本、③株主等の名簿の写し、④現物出資をうけたときは出資者の氏名・出資金額および出資の目的物の明細書、⑤設立趣意書	法148 規63
給与支払事務所等の開設・移転・廃止・届出書	給与等の支払事務を取扱う事務所等を開設・移転・又は廃止した日から1か月以内に所轄税務署長(移転の場合には移転前と移転後のそれぞれの事務所等の所在地の所轄税務署長)に提出する。	所230 規99
青色申告書提出の承認申請書	青色申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日(新設法人の場合は設立の日以後3か月を経過した日と最初の事業年度終了の日とのうち、いずれか早い日の前日)までに税務署長に提出する。	法122
青色申告のとりやめ届出書	青色申告書の提出をとりやめようとする事業年度終了の日の翌日から2か月以内に税務署長に提出する。	法128
たな卸資産の評価方法の届出書	新設法人は設立の日、新たに他の種類の事業を開始し、又は事業の種類を変更した法人は、その開始の日または変更した日の属する事業年度に係る確定申告書または中間申告書の提出期限までに税務署長に提出する。	令29

低価格の複写機

◆完全ドライ方式

薬品・薬液を一切使わない完全ドライ複写機としては画期的な価格。

◆本も写真も

百科辞典のような厚い本地図などの大きな画面からのコピーもカンタン。

◆目にも鮮やかなコピー

純白の紙に、くっきりと純黒調のコピー。最高品質のコピーをつくりますエッジ効果の心配もまったくありません。

○問い合わせ及び販売元

三和大栄電気興業(株)

渋谷区代々木1-13-5 (379) 0415

○製造元

住友スリーエム(株)

港区赤坂7-1-21 (403) 1111 内217

サービス価格 **¥75,000**
(定価 **¥98,000**)

○お求めは この機会に



●オフィス 伝票、契約書、申告書、信用書などの書類や手紙のコピーに広く利用されています。

項目	提出期限・添付書類	法令
異議申立書	更正又は決定等の通知を受けた日の翌日から2か月以内に、その処分をした国税局長または税務署長に異議の申立てをすることができる。	通法77
欠損繰戻しの還付請求書	①原則として、欠損事業年度の確定申告書と同時に税務署長に提出する。 ②解散等の場合には、解散等の事実が生じた日以後1年内に税務署長に提出する。	法81

駒込さん いろんな申請書、届出書等があるのでですね。ところで、これらの申請書、届出書等を期限内に提出しなかった場合はどうなるのでしょうか。

豊さん そうですね、確定申告書等については、期限後になりますと、加算税等余分な税金を負担することになりますし、たな卸資産の評価方法とか減価償却の方法について届出がない場合には、税法で定められた方法によることになります。また、その他の届出書等については自ら権利を放棄することになりますので、必らず期限内に提出していただきたいと思います。

駒込さん これらの申請書とか届出書の用紙は、それぞれ定められたものがあるのでしょうか。

豊さん それぞれ定められた届出書等の用紙が税務署に用意してありますので、法人税第1部門で請求していただければ、差し上げることになります。

また、記載方法等についておわかりにならない場合には、専門の担当者がご説明申し上げることになっておりますので、お気軽にご質問していただきたいと思います。

駒込さん よくわかりました。いろいろお忙しいところありがとうございました。

■アンケートについてのお願い

税務署では、皆様方が説明会等で「何を求め、何を希望されているか」について、アンケートを実施しています。

アンケートの用紙を年末調整の書類と一緒に十一月中旬に御送付いたしましたところ、現在約50%の方が提出されています。

会社の事情で、説明会等にはどうしても出席できない方もあるかとは存じますが、今後の説明会等の参考にしたいと思いますので、まだ提出されていない方は是非ご協力をお願い致します。



このアンケートは皆様方が希望される説明会等に応じ、それぞれご案内できるように、三月中にコンピューターに入力することになっておりますので、早めにご提出いただきますようお願い致します。

なお、用紙を紛失された方は、法人会事務局か税務署の申告指導担当まで、ご連絡いただければお送りいたします。



▽昭和52年3月以降行事予定▽

(日 時)	(行 事)	(場 所)
3. 2 13.30～15.30	初級簿記講座講習会	東京信用金庫本店（予定）
3. 7 "	源泉所得税講座実務コース講習会	"
3. 8 13.30～16.30	新設法人説明会	巢鳴信用金庫東池袋支店
3. 9 "	決算法人説明会	"
3. 9 13.30～15.30	初級簿記講座講習会	東京信用金庫本店（予定）
3.11 "	源泉所得税講座実務コース講習会	"
3.11 14.00～16.00	幹部会（予定）	
3.16 13.30～15.30	初級簿記講座講習会	東京信用金庫本店（予定）
3.17 "	源泉所得税講座実務コース講習会	"
3.23 "	初級簿記講座講習会	"
3.29 "	源泉所得税講座実務コース講習会	"
4. 6 "	"	"
4. 8 "	"	"
4.11 14.00～16.00	理事會（予定）	"
4.28	総 会	

あIIとIIがIIき

印刷所	発行人	編集人	発行	社団	法人	豊島法人会
星光印刷株式会社	今井剛	～広報委員会	今井	法人事業報	豊島区南池袋二の九の十六	電話(03)一九八一〇〇三四〇

尚且下確定申告の提出期間中です。該當される方々、青色申告してない方々はお早く御届けをおすすめ致します。
最後に編集に当り色々と御協力を賜つた署の幹部の方々に厚く御礼申し上げます。又会員の皆様方よりの御意見、感想其他の御投稿を今後もよろしくお願ひ致します。

春の訪れといつても、三十年来のきびしい寒波の余波は、しばらくはつづくのではないかでしょうか。御自愛を祈ります。ところで会報第九号をお手もとへお届け致します。今回は少々内容を変えてみました。御気づきのことと思います。御感謝等を戴ければ、ありがたいと存じます。二月の理事会で、総会の日も例年の通り四月二十八日に決定致しました。増強運動も総会をめざして酣であります。御知り合いの法人の方々に入会のおすすめをして戴きますれば幸甚の至りに存じます。